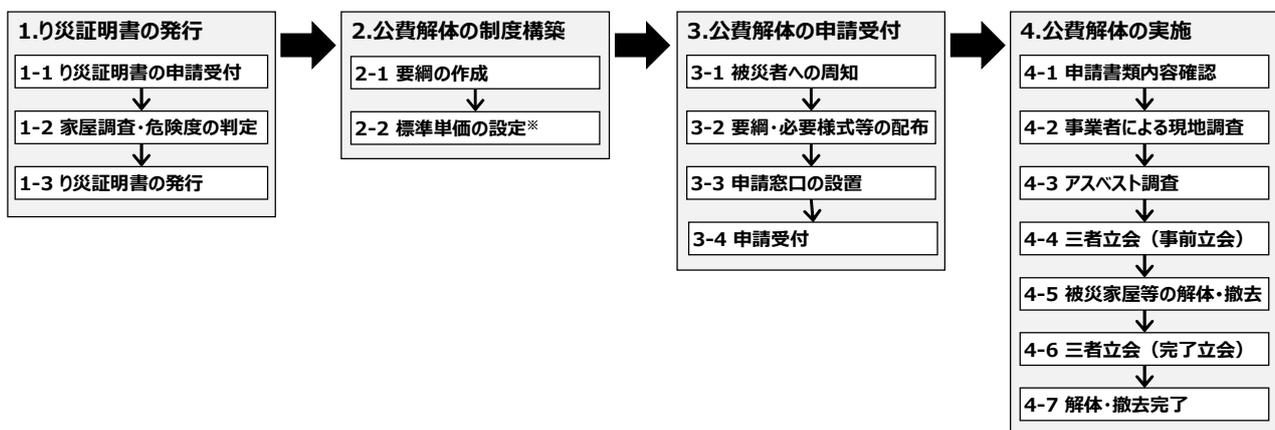


解体・撤去に係る手順と必要書類の例

被災家屋等の解体・撤去は平時のごみ処理に係る行政事務では取り扱いが無く、廃棄物部局の職員にとって不明な点が多く、準備・対応に苦慮することが想定される。過去の災害事例を参考に市町村が実施する被災した家屋の解体（いわゆる公費解体事業）の事務処理手順の概略を図 1 に、市町村が行うよりも前に被災した家屋等の所有者が、自ら発注して解体に着手した場合にその費用を償還する制度（いわゆる費用償還制度）の事務処理手順の概略を図 2 に整理した。また、それぞれの場合に必要な書類の例を表 1 に整理した。

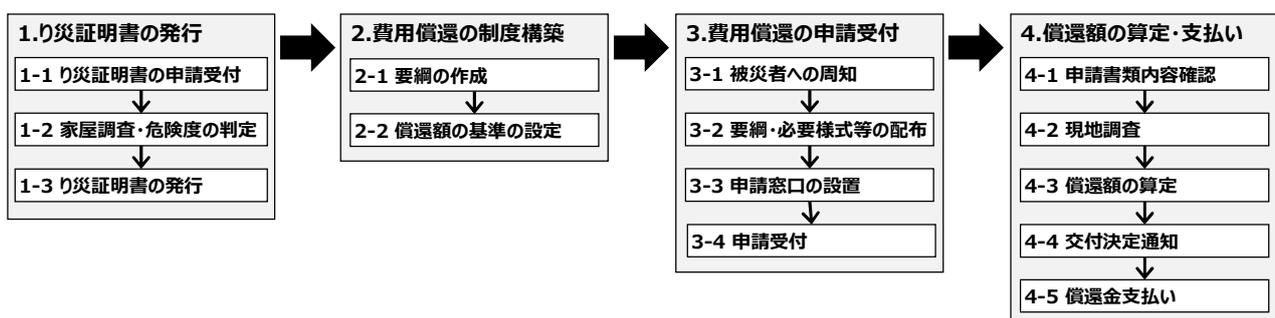
なお、費用償還制度は、市町村が行う公費解体よりもやむを得ず早く解体を行った被災者を救う特別な制度として、それぞれの被災自治体の判断で設けられている制度であり、被災自治体において償還額の基準の設定や事前申請手続きが必要となる等、公費解体事業とは異なる事務処理が必要となることに留意が必要である。

また、解体・撤去に係る必要書類は必ずしも表 1 に示す書類が全て必要となるわけではなく、災害規模・自治体により様式の数・種類は異なることから、過去の災害事例である点に留意が必要である。



※ 必須ではないが、被害規模が大きく広範囲が被災した災害の場合、都道府県が標準単価を設定する場合もある。

図 1 公費解体事業の事務処理手順の概略



※ 費用償還の申請受付時において、既に被災家屋の解体を個人が事業者へ発注して行われていることを想定している。

図 2 費用償還制度の事務処理手順の概略

表 1 解体・撤去に係る必要書類一覧（例）

必要書類	概要	公費解体	費用償還
要綱	公費解体・費用償還制度を定めた要綱	○	○
事前申込書	公費解体・費用償還に係る事前申込書	○	○
申請書	公費解体・費用償還に係る申請書	○	○
従業員数等証明書	中小企業法第 2 条の規定を証明する書類	○ (企業による申請に限る)	-
同意書	申請者を含む関係権利者等の同意書	○	○
誓約書	被災家屋等の解体・撤去に関して紛争が発生した場合、申請者において解決すること、不服申し立て及び紛争の定期をしないこと等を誓約する書類	○	○
委任状	公費解体・費用償還の申請に係る権限委任のための書類	○	○
建物配置図（見取図）	敷地内の被災家屋等の配置・形状、解体・撤去の要否を示すための書類	○ (解体意思の有無を明記)	○ (撤去済・未撤去の明記)
写真票	被災状況等が分かる被災家屋等の写真貼付用の書類	○ (現況・施工前・施工中・施工後)	○ (被災状況・施工前・施工中・施工後)
契約締結確認書	解体実施に当たっての契約締結を確認するための書類	-	○
内訳書	解体に伴い発生した経費の内訳を示す書類	-	○
実施決定通知書	公費解体実施の決定通知書	○	-
費用償還決定通知書	費用償還の決定通知書	-	○
償還金返還命令書	費用償還の返還を求める命令書	-	○
滅失証明書	被災家屋の滅失を証明する書類	○	-
撤去申請・償還申請 取り下げ書	公費解体・費用償還の申請を取り下げ際の書類	○	○
必要書類チェック票	申請必要書類のチェック票	○	○

※上記のほか、家屋の権利関係に関するトラブルを防止するため、登記事項証明書等の書類を被災者に準備していただく必要がある。

※建設リサイクル法対象工事を公費解体で実施する場合には、法第 11 条に基づき法所管の地方公共団体（特定行政庁）に通知する必要がある。

※建築物等の解体等工事に当たっては、大気汚染防止法、石綿障害予防規則に基づく石綿飛散・ばく露防止措置及び関係手続きが必要になる。

所管の自治体及び労働基準監督署等に御相談ください。